

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

- (3) 議案第13号 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止等に関する条例の制定について

資料1 議案第13号 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止等に関する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年2月13日

健康福祉局

議案第 13 号 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止等に関する条例の制定について

1 改正理由

食品衛生法の一部改正

2 法改正の内容

法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準（以下、措置基準）について、これまでは地方自治体の条例に委ねていたが、運用の全国平準化のため厚生労働省令で規定することとなった。

3 条例の内容

(1) 経過措置に係る引用規定の整備（令和 2 年 6 月 1 日施行）

措置基準は、法の施行から 1 年間は改正前の法の規定により定めた条例によるとする経過措置があるため、条例で法を引用している規定を改正前の法に改める。

「食品衛生法第 50 条第 2 項」

→ 「改正前の食品衛生法第 50 条第 2 項」

(2) 条例の廃止（令和 3 年 6 月 1 日施行）

(1) の経過措置が令和 3 年 5 月 31 日に終了し、以降は措置基準を厚生労働省令で定めることとなるため、条例を廃止する。

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p data-bbox="181 272 1122 347">○川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例</p> <p data-bbox="741 360 1122 392">平成12年3月24日条例第17号</p> <p data-bbox="170 405 253 437">(趣旨)</p> <p data-bbox="120 450 1122 620">第1条 この条例は、<u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）</u>第50条第2項の規定に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p data-bbox="1182 272 2123 347">○川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例</p> <p data-bbox="1738 360 2123 392">平成12年3月24日条例第17号</p> <p data-bbox="1171 405 1254 437">(趣旨)</p> <p data-bbox="1122 450 2123 620">第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第50条第2項の規定に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準について必要な事項を定めるものとする。</p>